

報告第10号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日提出

加東市長 安田正義

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第4号	令和3年11月10日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

## 専決第4号

### 和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年11月10日

加東市長 安田正義

- 1 損害賠償の相手方 加東市河高2531番地2  
株式会社キセキ関西中部 滝野社営業所
- 2 和解事項 市は、相手方車両の修理費用の10割を支払う。
- 3 損害賠償の額 196,262円
- 4 事故の概要
  - (1) 事故発生日時 令和3年10月4日 午後1時10分頃
  - (2) 事故発生場所 加東市河高2494番1地先
  - (3) 事故の内容 市職員が公務（ごみ収集作業）中に、事故現場のごみステーションの収集のために後退しようとしたところ、車両後部右側を停車中の相手方車両（無人）に接触させ、破損させた。